「電子オルガン編曲使用」について

基本原則：

（1）お申し込みについて
　ブレーン・オンライン・ショップよりお申し込みください。
（2）電子オルガン編曲許諾料のお支払いについて
　「代金引換（配達時にお支払い）」「クレジット」「コンビニ前払い」でのお支払いとなります。
（3）許諾書・スコア発送後のキャンセルおよび楽曲の変更はお受けできません。
（4）演奏や録音等に関する著作物使用料について
　別途、日本音楽著作権協会（JASRAC）等の著作権管理事業者が徴収いたします。演奏や録音等の際には必ず楽曲名・作曲者名・編曲者名・出版社名を日本音楽著作権協会等にお届けいただき、所定の著作物使用料をお支払いください。コンサート等のプログラム・パンフレットには、必ず楽曲名・作曲者名・編曲者名の記載をお願いいたします。
（5）編曲許諾期間について
　許諾書にある期日（1年間）が許諾期間です。
　許諾期間終了後は、公の場で今回許諾された編曲の演奏をすることはできません。
　※許諾期間が過ぎて演奏する場合は新たにお申し込みが必要です。
（6）無断複製の禁止
　無断複製（コピー等、方法の如何を問わず）は、著作権法で禁じられております。
（7）第三者の使用禁止
　許諾書に記載された演奏者（団体）以外の第三者が楽譜を使用することはできません。
　万一、上記演奏者（団体）に貸出した楽譜が他の演奏者（団体）で使用された場合は、全てのコピー譜を没収させていただき、契約者（団体）及び使用された演奏者（団体）に損害賠償を請求いたします。
（8）著作権について
　編曲された作品（二次著作物）に関する全ての権利は著作権者（当社）に帰属いたします。電子オルガン編曲者に権利は発生いたしませんのでご了承ください。従いまして、著作権者（当社）に無断で二次著作物を販売したり、貸し出したりはできませんのでご注意ください。
（9）著作権者より求められた場合、電子オルガン編曲されたスコア及び音源の提出をお願いいたします。

以上、円滑な運営のため ご協力をお願いいたします。

2024.08.20